

能代市部活動地域展開推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 能代市立中学校における部活動の地域展開（以下「部活動の地域展開」という。）に係る事業の推進について協議するため、能代市部活動地域展開推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会の協議事項は、次のとおりとする。

- (1) 部活動の地域展開に係る進捗管理に関すること。
- (2) 部活動の地域展開に係る事業の監督に関すること。
- (3) 部活動の地域展開における課題に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、部活動の地域展開に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、15人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) スポーツ団体関係者
- (2) 文化団体関係者
- (3) 保護者代表
- (4) 学校関係者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が適当と認めるもの

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 教育委員会は、委員に欠員が生じたときは、新たに委員を委嘱し、又は任命することができる。この場合において、新たに委嘱され、又は任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 協議会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。ただし、委員長及び副委員長が選任されていない場合においては、教育委員会が会議を招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことが出来ない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の

決するところによる。

4 会議には、必要に応じて関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、教育委員会教育部生涯学習・スポーツ振興課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、協議会に諮って委員長が別に定める。

附 則

(施行規日)

1 この告示は、令和6年1月19日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 この告示の施行後最初に委嘱又は任命される委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、令和7年3月31日までとする。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。